

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	施設等においては、市条例により、各事業ごとに会計経理を区分することとされているが、施設等に対する具体的な会計処理状況の確認は、本指導検査基準の定めにより行う。	1 実施する各事業ごとに会計経理を区分しているか。	1 市条例第73号第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条（準用第44条）市条例第75号第59条	1 実施する各事業ごとに会計経理を区分していない。	C
2 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等においては、会計基準省令で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。 指導検査における具体的な観点、関係法令等、評価事項及び評価については、指導監査実施要綱の定めるところによる。 なお、社会福祉法人以外が運営する福祉サービスの会計処理については、法人の種類により、所轄する行政機関等の指導監督のもと、その法人に適用される会計基準により行う必要がある。	1 会計基準省令に定めるところに従い、会計処理が行われているか。	1 会計基準省令第1条	1 会計基準省令に定めるところに従い、会計処理が行われていない。	C
3 就労支援事業(社会福祉法人以外の法人)					
(1) 会計基準の適用	就労支援事業会計処理の対象とする事業の範囲は、指定障害福祉サービス事業所(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型)又は指定障害者支援施設(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型)のうち、社会福祉法人以外の法人が行う事業とする。	1 就労支援事業会計処理基準の適用は適正か。	1 社援発1002001号通知第別紙第一2 2 就労支援事業会計処理基準 3 留意事項5・6・7・8	1 就労支援事業会計処理基準の適用が不適正である。	C
(2) 工賃等の支払	就労支援事業を行う指定事業所等は、市条例において、製品製造等の就労支援事業活動により得た就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した金額を工賃として利用者へ支払うこととされていることから、適正な利用者工賃の算出をするため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握が必要となる。 なお、指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結した利用者へ支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。 また、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。	1 就労支援事業収入は、適正に計上されているか。 2 利用者工賃は、適正な基準により支給されているか。 3 就労支援事業に必要な経費の内容は適正か。 4 事業成績と財政状態を明確かつ公正に把握しているか。	1 社援発1002001号通知第別紙第一(1) 1 市条例第73号第91条、第176条(第91条準用)、第184条第2項、第195条 2 市条例第75号第30条 1 社援発1002001号通知第別紙第一(1) 1 社援発1002001号通知第別紙第一(1) 2 就労支援事業会計処理基準 3 留意事項5・6・7・8	1 就労支援事業収入の計上が不適正である。 2 就労支援事業収入の計上に一部不適正がある。 1 工賃支給基準を定めていない。 2 必要経費を控除した金額を、工賃として利用者へ支給していない。 3 工賃の支給に一部不適正がある。 1 必要経費の支出の計上に不適正がある。	C B B C B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 共通経費の按分(多機能型事業所等)	複数の事業に共通する支出に係る按分方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知)に準ずるものとするが、これにより難しい場合は、当該通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えない。	1 複数の事業に共通する支出の按分方法は適正か。	1 社援発1002001号通知第別紙第二3(3)	1 按分基準が作成されていない。 2 按分方法に不適正がある。	C B
(4) 内訳書・明細書の作成	就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するため、就労支援事業別事業活動明細書(就労支援事業別損益計算書、就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。)を作成するものとする。 また、原価管理の観点から、就労支援事業別事業活動明細書の明細表として、就労支援事業製造原価明細書、就労支援事業販管費明細書を作成するものとする。	1 就労支援事業別事業活動明細書を作成しているか。 2 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成しているか。	1 社援発1002001号通知第別紙第二1(4)、2(1)、3(1) 2 就労支援事業会計処理基準 3 留意事項5・6・7・8 1 社援発1002001号通知第別紙第二1(4)、2(2)、3(2) 2 就労支援事業会計処理基準 3 留意事項5・6・7・8	1 就労支援事業別事業活動明細書を作成していない。 1 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書を作成していない。	C C
(5) 積立金	就労支援事業については、就労支援事業収入から就労支援事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないものとしていることから、原則として剰余金は発生しないものであるが、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するため、一定の条件の下に工賃変動積立金、設備等整備積立金を積み立てることができるものとする。 なお、積立金は、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回らない場合に限り、計上できるものとする。	1 理事会の議決に基づいて処理しているか。 2 積立金を計上する際に、当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を上回っているか。 3 工賃変動積立金の各事業年度における積立額は、過去3年間の平均工賃の10%以内か。 4 工賃変動積立金の積立額の上限額は、過去3年間の平均工賃の50%以内か。 5 設備等整備積立金の各事業年度における積立額は、就労支援事業収入の10%以内か。 6 設備等整備積立金の積立額の上限額は、就労支援事業資産の取得価格の75%以内か。 7 その他の積立金明細表及びその他の積立資産明細表を作成しているか。	1 社援発1002001号通知第別紙第二4(1) 1 社援発1002001号通知第別紙第二4(1) 1 社援発1002001号通知第別紙第二4(2) 1 社援発1002001号通知第別紙第二4(2) 1 社援発1002001号通知第別紙第二4(3) 1 社援発1002001号通知第別紙第二4(3) 1 社援発1002001号通知第別紙第二4(1)	1 理事会の議決に基づいて処理していない。 1 当該年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払額が、前年度の利用者賃金及び利用者工賃の支払実績額を下回っているにもかかわらず、積立金を計上している。 1 積立額が、過去3年間の平均工賃の10%を超えている。 1 積立額の上限額が、過去3年間の平均工賃の50%を超えている。 1 積立額が、就労支援事業収入の10%を超えている。 1 積立額が、就労支援事業資産の取得価格の75%を超えている。 1 その他の積立金明細表及びその他の積立資産明細表を作成していない。	C C C C C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 運営費の運用 (1) 運営費の弾力運用が認められる要件	<p>運営費の弾力運用は、次の要件をすべて満たす場合に認められる。</p> <p>1 指導監査実施要綱及び関係法令等に基づく指導において、適正な法人運営が確保されていると認められること。</p> <p>2 関係通知に基づく当該施設の監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること。 特に、適切な入所者処遇及び適正な職員処遇が実施されていること。</p> <p>3 会計基準省令に基づく財産目録、貸借対照表、収支計算書が公開されていること。</p> <p>4 利用者本位のサービスの提供のため、毎年度、次の(1)又は(2)が実施されていること。</p> <p>(1)「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めていること。</p> <p>(2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正に基づき、第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めていること。</p>	<p>1 運営費の弾力運用に当たっては、通知の要件をすべて満たしているか。</p>	<p>1 0312001号通知1</p> <p>2 0312002号通知(問1、2、3、4、5)</p>	<p>1 運営費の弾力運用が認められる要件をすべて満たしていないにもかかわらず、弾力運用を行っている。</p>	C
(2) 運営費の貸付け	<p>運営費の同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。</p> <p>また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付けは一切認められないこと。</p>	<p>1 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への貸付けを行った場合、資金を年度内に補填しているか。</p> <p>2 当該貸付けは、法人の経営上やむを得ないものであるか。</p> <p>3 施設の運営費を同一法人以外に貸し付けていないか。</p> <p>4 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の貸付けについて正確に把握しているか。</p>	<p>1 0312001号通知5(2)</p> <p>2 0312002号通知(問13)</p> <p>3 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>1 0312001号通知5(2)</p> <p>2 0312002号通知(問13)</p> <p>1 0312001号通知5(2)</p> <p>2 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>1 0312001号通知6(2)</p> <p>運用上の留意事項12</p> <p>0312002号通知(問14)</p>	<p>1 資金を年度内に補填していない。</p> <p>1 当該貸付けは、法人の経営上やむを得ないものではない。</p> <p>1 施設の運営費を同一法人内会計以外に貸し付けている。</p> <p>1 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の貸付けについて正確に把握していない。</p>	C C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 運営費の積立て	<p>運営費については、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、以下の積立金に積立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。</p> <p>なお、各積立金についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、理事会においてその使用目的、取崩す金額、時期等を十分審査の上、法人の経営上止むを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。</p> <p>1 人件費積立金 2 施設整備等積立金</p> <p>ただし、0312001号通知に基づく、運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、以下の積立金に積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができるものである。また、各積立金をそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に都に協議しなければならない。</p> <p>1 人件費積立金 2 修繕積立金 3 備品等購入積立金</p>	1 使用計画は支出の用途及び時期等を考慮し作成しているか。	1 0312001号通知3(2) 2 0312002号通知(問6)	1 使用計画を支出の用途及び時期等を考慮し作成していない。	C
		2 目的外使用は理事会で承認されているか。	1 0312001号通知3(2)	1 目的外使用が理事会で承認されていない。	C
		3 0312001号通知1(4)の要件を満たしていない場合に、目的外使用について都に協議を行っているか。	1 0312002号通知(問5)	1 0312001号通知1(4)の要件を満たしていないにも関わらず、目的外使用について都に協議を行っていない。	C
		4 積立金の積立目的は通知に沿っているか。	1 0312001号通知3(2) 2 0312002号通知(問5) 3 第687号通知	1 積立金の積立目的が通知に沿っていない。	C
(4) 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の資金異動	<p>運営費については、民間施設給与等改善費として加算された額に相当する額を限度として、同一法人が運営する社会福祉施設等の整備等に係る経費として借入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金及びその利息に充当することができる。</p> <p>ただし、0312001号通知に基づく、運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、民間施設給与等改善費の管理費として加算された額を限度とする。</p> <p>サービス区分(サービス区分を設けない場合は、「拠点区分」)において発生した預貯金の利息等の収入(以下「運用収入」という。)については、独立行政法人福祉医療機構等に対する借入金の償還金及びその利息、法人本部の運営に要する経費、同一法人が行う社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費、及び同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費に充当することができる。</p> <p>ただし、0312001号通知に基づく、運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、当該年度の各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」)の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入を限度とする。</p>	1 用途は通知に沿っているか。	1 0312001号通知3(3)、(4) 2 0312002号通知(問5)	1 用途が通知に沿っていない。	C
		2 0312001号通知3(3)、(4)及び0312002号通知(問5)で指示している限度額を超えていないか。	1 0312001号通知3(3)、(4) 2 0312002号通知(問5)	1 限度額を超えている。	C
		3 「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」等運用上の取扱いに定められた書類を作成し、資金の異動を把握しているか。	1 0312002号通知(問14)	1 「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」等運用上の取扱いに定められた書類を作成していない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 前期末支払資金残高	<p>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。</p> <p>1 法人本部の運営に要する経費 2 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の運営に要する経費 3 同一法人が運営する公益事業の運営に要する経費</p> <p>ただし、0312001号通知に基づく、運営費の弾力運用が認められる要件の1(4)を満たさない法人については、事前に都に協議させ、その使用目的が当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填、当該施設の建物の修繕及び業務省力化機器の設備の整備等の範囲内であること等を十分審査の上適当と認められる場合は、使用することができる。</p> <p>なお、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合及び取崩す額の合計額が当該年度のサービス区分(拠点区分)の収入予算額の3%以下である場合は、事前の協議を省略することができる。</p>	<p>1 前期末支払資金残高は、予算措置及び必要な手続き(理事会承認又は所轄庁への事前協議)を行った上で取崩しているか。</p> <p>2 0312001号通知の1(4)の要件を満たしていないにもかかわらず、所轄庁への事前協議を行わずに取り崩していないか(省略要件が適用される場合を除く)。</p>	<p>1 0312001号通知4 2 0312002号通知(問5)、(問10)</p> <p>1 0312001号通知4 2 0312002号通知(問5)、(問10)</p>	<p>1 前期末支払資金残高の取崩しを行っているが、予算措置及び必要な手続きを行っていない。</p> <p>1 0312001号通知の1(4)の要件を満たしていないにもかかわらず、所轄庁への事前協議を行わずに取り崩している(省略要件が適用される場合を除く)。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(6) 当期末支払資金残高	<p>当期末支払資金残高は、措置費の適正な執行により適正な施設運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。</p>	<p>1 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%以下となっているか。</p>	<p>1 0312001号通知4 2 第687号通知</p>	<p>1 当期末支払資金残高の保有が当該年度の運営費収入の30%を超えている。</p>	<p>C</p>
(7) その他		<p>1 その他運営費の運用について不適正な事項はないか。</p>		<p>1 その他運営費の運用について重大な問題がある。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
5 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて					
(1) 積立金及び積立預金の取り崩し	<p>積立金及び積立預金は、次のいずれかの経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。</p> <p>(1) 支援費制度から障害者自立支援法に規定する事業体系への移行時における指定障害者支援施設等の当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金をいう。)として必要な経費</p> <p>ただし、運転資金については「障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第522号)、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第523号)及び「障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第524号)に基づき、指定障害福祉サービス、基準該当障害福祉サービス、指定相談支援又は指定旧法施設支援に要する費用の額として算定される額(平成18年10月又は移行月における見込額)の概ね3か月分を限度とする。</p> <p>(2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金の補填経費</p> <p>(3) 当該施設を運営する社会福祉法人が以下に掲げる事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費(ただし、旧社会福祉・医療事業団からの借入金(平成10年9月以前に借り入れたものに限る。)の繰上償還のための経費を除く。)</p> <p>① 社会福祉法第2条に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業</p> <p>② 社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業</p>	<p>1 取り崩しの目的は、適正か。</p> <p>2 あらかじめ理事会の承認を得ているか。</p>	<p>1 障発第1018003号通知第1-3</p> <p>2 障発第1018003号通知第1-3</p>	<p>1 取り崩しの目的が適正でない。</p> <p>2 あらかじめ理事会の承認を得ていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(2) 資金の運用	<p>自立支援給付費は、支援費と同様、指定障害福祉サービス等を利用者に提供した対価として自立支援給付費を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設等の運営に要する経費などの資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害者支援施設等は、障害者自立支援法第5条に規定する事業を行う施設等であることから、当該指定障害者支援施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることができない。</p> <p>(1) 当該指定障害者支援施設等を運営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する収益事業に要する経費</p> <p>(2) 当該指定障害者支援施設等を運営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。</p> <p>(3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費</p>	<p>1 自立支援給付費を収益事業に充てていないか。</p> <p>2 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てていないか。</p> <p>3 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てていないか。</p>	<p>1 障発第1018003号通知第2-2(1)</p> <p>1 障発第1018003号通知第2-2(2)</p> <p>2 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>1 障発第1018003号通知第2-2(3)</p>	<p>1 収益事業に充てている。</p> <p>1 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てている。</p> <p>1 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 資金の繰入れ	自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても、当該法人が行う当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。	<p>1 他の社会福祉事業等への繰り入れは、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において行っていない。</p> <p>2 当該指定障害者支援施設等以外の指定障害者支援施設等への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っているか。</p> <p>3 社会福祉事業、公益事業又及び収益事業における事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動を正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第1018003号通知第2-3(1)</p> <p>1 障発第1018003号通知第2-3(1)</p> <p>1 運用上の留意事項11</p>	<p>1 事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>1 当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>1 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(4) 資金の繰替使用	自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。	<p>1 繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしているか。</p> <p>2 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付について正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第1018003号通知第2-3(2)</p> <p>2 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>1 運用上の留意事項12</p>	<p>1 当該年度内に補てんしていない。</p> <p>1 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の貸付について正確に把握していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(5) 役員等の報酬	自立支援給付費を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っていないか。</p>	<p>1 障発第1018003号通知第2-3(3)</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っている。</p>	<p>C</p>
(6) その他	社会福祉法人における自立支援給付費等の資金移動処理の考え方(前述)を踏まえて確認のうえ、指導する。	<p>1 その他、自立支援給付費等の資金移動処理として、不適切な事項はないか。</p>		<p>1 その他、資金移動に関して、 (1)重大な問題がある。 (2)問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(7) 適正な会計処理		<p>1 長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しているか。</p>	<p>1 障発第1018003号通知第2-4(1)イ</p>	<p>1 長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意していない。</p> <p>2 その他運営費の運用について問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
6 障害児入所給付費等の執行	<p>指定障害児入所施設等に支給される障害児入所給付費及び障害児通所給付費(児童福祉法第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用も含む。以下「障害児入所給付費等」という。)は、従来の運営費(措置費)とは異なり、指定入所支援、指定通所支援及び基準該当通所支援を利用者に提供した対価として障害児入所給付費等を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金の用途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害児入所施設等は、児童福祉法に規定する施設等であることから、当該指定障害児入所施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てていくことはできない。</p> <p>(1) 当該指定障害児入所施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に要する経費</p> <p>(2) 当該指定障害児入所施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。</p> <p>(3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費</p>	<p>1 障害児入所給付費等を公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に充てていないか。</p> <p>2 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てていないか。</p> <p>3 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てていないか。</p>	<p>1 障発第0820第8号通知2(1)</p> <p>1 障発第0820第8号通知2(2) 2 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>1 障発第0820第8号通知2(3)</p>	<p>1 公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び収益事業に充てている。</p> <p>1 社会福祉法人外への資金の流出(貸付を含む。)に充てている。</p> <p>1 役員報酬など実質的な剰余金の配当に充てている。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
7 障害児入所給付費等の資金移動	<p>指定障害児入所施設等を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な事業運営を確保する観点から、当該指定障害児入所施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。</p> <p>なお、当該法人が行う当該指定障害児入所施設等以外の指定障害児入所施設等への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。</p>	<p>1 他の社会福祉事業等への繰り入れは、経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において行っているか。</p> <p>2 当該指定障害児入所施設等以外の指定障害児入所施設等への資金の繰入れは、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っているか。</p> <p>3 社会福祉事業等における事業区分間及び拠点区分間の資金移動を正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第0820第8号通知3(1)</p> <p>1 障発第0820第8号通知3(2)</p> <p>1 運用上の留意事項11</p>	<p>1 経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>1 当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、行っていない。</p> <p>1 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書を作成していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(1) 資金の繰入れ					
(2) 資金の繰替使用 (他の事業への資金の貸付け)	<p>障害児入所給付費等を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。</p>	<p>1 繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしているか。</p> <p>2 事業区分間及び拠点区分間の貸付について正確に把握しているか。</p>	<p>1 障発第0820第8号通知3(2) 2 指導監督徹底通知5(3)ウ</p> <p>1 運用上の留意事項12</p>	<p>1 当該年度内に補てんしていない。</p> <p>1 事業区分間及び拠点区分間の貸付について正確に把握していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
(3) 役員等の報酬	<p>障害児入所給付費等を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っていないか。</p>	<p>1 障発第0820第8号通知3(3)</p>	<p>1 役員等の報酬を、高額又は多額に支払っている。</p>	<p>C</p>
(4) その他	<p>社会福祉法人における障害児入所給付費等の資金移動処理の考え方(前述)を踏まえて確認のうえ、指導する。</p>	<p>1 その他障害児入所給付費等の資金移動処理として、不適切な事項はないか。</p>		<p>1 その他資金移動に関して、 (1)重大な問題がある。 (2)問題がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>